



経理の窓 12月号

平成23年12月1日号

この一年間ありがとうございました。

今月の税務

法人
地方税 : 10月決算法人の確定申告と納税
固定資産税と都市計画税の第3期分の納付

確定申告をする必要がある方

所得税の確定申告は、(1) 納税額がある場合、(2) 還付を受ける場合、(3) 翌年以後に純損失等の繰越控除を受けたい場合(確定損失申告)に行います。(2)及び(3)については、納税者の任意となっています。

(1) 確定申告をする必要のある方(納税額がある場合)

- ① 事業所得や不動産所得などがある方
- ② 給与所得者のうち確定申告する必要がある方
 - * 給与の収入が、2,000万円を超える方
 - * 1ヶ所から給与を受けていて、給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える方
 - * 2ヶ所以上から給与を受けている方
 - * 年の途中で退職したため年末調整を受けていない方
 - * 同族会社の役員などで、その同族会社から給与の他に、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払を受けた方
 - * 災害減免法によって源泉徴収の猶予などを受けた方
 - * 在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払いを受けるときに所得税を源泉徴収されないこととなっている方
- ③ 公的年金等の収入金額の合計額が400万円を超える方
- ④ 退職所得がある方(一般的には必要ありませんが、必要な場合があります。)

(2) 確定申告をすれば還付を受けられる場合

(還付申告をしなければ、還付を受けることはできません。)

- * 給与所得者で、雑損控除や医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除、政党等寄付金特別控除などを受けることが出来る方
- * 平成23年の途中で退職した後、就職しなかった方
- * 予定納税の額が申告納税額よりも多い方

【平成23年分所得税改正事項】

年金所得者の申告手続きが簡素化されています。

平成23年分以後の各年分について、公的年金等の収入が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、その年分の所得税について確定申告書の提出が不要とされました。

この場合であっても、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

所得税の確定申告書の提出が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

(3) 確定損失申告をすることができる場合

純損失や雑損失があって、翌年以降繰越控除を受けるため、又は、その年分の純損失の金額について純損失の繰戻しによる還付を受ける場合等には、確定損失申告をする必要があります。

(損益通算)

不動産所得や事業所得、譲渡所得の金額の赤字は、他の所得から控除します。このことを損益通算といいます。赤字を差し引くには、差し引く所得に順番があります。

居住用財産については、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の通算、特定居住用財産の譲渡損失の通算があります。

(繰越控除)

損益通算してもなお控除しきれない赤字がある場合、所定の確定申告書を提出すれば、赤字のでた年の翌年から3年間にわたって繰越控除できます。

繰越控除には、純損失の繰越控除（一般の場合と青色申告の場合）、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除、雑損失の繰越控除があります。

贈与税の確定申告をする必要がある方

- ①平成23年中に110万円を超える財産の贈与を受けた方
- ②財産の贈与を受けた方で、相続時精算課税制度（特別控除額2500万円）を適用する方
- ③財産の贈与を受けた方で、住宅取得等資金の非課税制度（住宅資金非課税限度額1000万円）を適用する方
- ④財産の贈与を受けた方で、配偶者控除の特例（配偶者控除額2000万円）を適用する方

消費税の確定申告をする必要がある方

- ①平成21年分の課税売上高が1000万円を超えている事業者の方
- ②平成21年分の課税売上高が1000万円以下の事業者で、平成22年12月末までに「消費税課税事業者選択届書」を提出している方



e-taxを利用している方は、電子証明書の有効期限は3年です。有効期限が過ぎた場合には、更新手続きが必要になります。有効期限の確認もお忘れなく。